

1. 西可児中学校の生活スタンダード

(1) 生活に関わって

◇登下校

- ・学校の生徒玄関が開く時間は8：00になります。それ以前には登校しないようにしましょう。
 - ・8：10 予 鈴 8：15 始 業（朝の会）
- ※8：15までにカバンを片付け、着席していないと遅刻になります。
- ・余裕をもって登校、準備をして落ち着いたスタートを切りましょう。
 - ・決められた通学路を通って登下校しましょう。（別紙参照）
 - ・登校時の服装は制服（ブレザー）もしくはジャージのいずれかです。身だしなみを確認してから家を出るようになります。
- 詳しい服装規定は、別紙または生活記録ノート（ひとりだち）で確認して下さい。
- ・下校時刻は、日没の時刻によって変わります。月ごとに変わりますので、通信等でお知らせします。
寄り道せずに、まっすぐ帰宅しましょう。
 - ・自家用車での送迎は体調不良等特別な理由がない限りお控えください。もし、自家用車で送迎される場合、春里小前の信号から若葉台団地内を通る道路は、西可児駅から自転車で下ってくる高校生の通学経路となっていたり、団地内在住の方の通勤路にもなっていました。また、道幅も狭いので大変危険です。できれば、コンビニのある交差点から団地内に抜ける道をご利用ください。校内に入場される際は、生徒の登下校に注意を促し、正門では一旦停止することや駐車場所を給食センター側とし、生徒玄関付近を走行しないようご協力ください。

☆気持ちの良い「先がけ挨拶」を心がけ、笑顔で一日をはじめましょう！！

生徒の送迎についてのお願い

西可児中の正門から春里小方面に向かう途中は、道幅が狭く、坂道を上ったところに交差点があり、決して見通しが良いとは言えない道路です。実際、この区間は、登下校の時間帯、多くの西可児中の生徒（徒步通学者と自転車通学者）、さらには春里小の児童が通ります。児童生徒の安心・安全のためにも、車で生徒を送迎される場合はできる限りこの道を避けてくださいようお願いします。



◇欠席・遅刻・早退

- ・保護者の方が、「すぐーる」で8時15分までに入力してください。
- ・病気などで早退する場合は、学校から連絡させていただきます。
(緊急の場合の連絡先（携帯・職場等）をはっきりさせておいてください。⇒家庭環境調査票)
- ・保健体育等の授業を見学するときは、その理由を生活記録ノート（ひとりだち）の諸届けの欄に記入し、担任または、教科担任に提出してください。

◇日常生活

- ・入学時に生活記録ノート（ひとりだち）を配布して、学校の生活やきまりについて話をします。保護者の方もご一読ください。決まりを守るだけでなく、自分で判断する、決定することを大切にしています。
- ・明日の予定や1日の反省、感想などを、生活記録ノート（ひとりだち）に記入します。
- ・登下校時の服装は、制服（ブレザー）、ジャージどれでもよい。また、日常生活も基本的には過ごしやすい服装でよい。但し、制服（ブレザー）で登校後、ジャージに着替える場合は教室です。（行事等で、制服で過ごす場合もあります。）
- ・給食時間には、小学校と同じように「ナフキン、マスク」を持たせてください。体が成長する時期ですので、バランスの良い食生活を心がける指導をしています。また、昨年度より「マイエプロン」を使用しています。当番になった週は、持参ください。
- ・学校生活や学習に不要な物は持ってきてはいけません。ルールやマナーを守り、全員が気持ちよく生活できるように心がけましょう。不要物が見つかった場合は、学校で預り、原則として保護者の方とともに取りに来ていただきます。
→特に、お金、携帯電話、スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機等は持ってきてはいけません。ご家庭での管理をお願いします。但し、緊急を要する連絡が必要な場合は、「携帯電話許可申請」を提出してください。
→やむを得ない理由で、生徒が保護者と連絡がとりたいときは、学校の電話を使うようにしています。その場合は、電話使用料として10円を持たせてください。但し、健康管理上、登下校中等において緊急を要する場面が起こりうるお子さんについては、学校にご相談ください。

◇学年チーム担任制

- ・学年の実態に合わせて学年内で担任を交代しながら進めていきます。令和6年度の成果として、多くの職員が関わることで、困ったり悩んだりしたとき相談しやすい状況になっています。

◇部活動（平日）・地域クラブ活動（休日）

- ・部活動は、選択加入制です。
- ・本校には、以下の部活動があります。
運動系部活動：野球・サッカー・陸上競技・バスケットボール・ソフトテニス・バレー（女）
卓球・剣道
文化系部活動：吹奏楽
- ・上記の部活動の他、期間限定で「駅伝部」「ロボコン部」を予定しています。学校代表として、大会に参加しています。（他の部活動と兼ねることができます。）
- ・入学後、部活動説明会、部活動見学、仮入部を経て、4月下旬に正式入部となります。
- ・令和7年度中の平日の活動は、学校教育活動の一貫として学校部活動を行い、休日の活動は、地域クラブとして活動します。（令和6年12月現在）

【活動例】

1. 平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する。
 2. 平日に部活動、休日にクラブチームに参加する。
 3. 平日に部活動、休日はどこにも加入しない。
 4. 平日、休日ともに加入しない。
- ・部活動で必要な物品は、正式入部後に部活動顧問から案内をします。それまでは、あわてて購入しないようご注意ください。

(2) 学習に関わって

◇授業

- ・午前4時間、午後2時間、1日6時間が基本です。また、授業時間は各50分です。
 - ・教科担任制で、毎時間各教科の専門の先生が授業を行います。技術と家庭科は、別の先生が指導します。
- ☆授業が勝負！ 1日6時間の授業に全力で取り組みましょう！！！

◇評価

- ・教科の評定は、日常の授業の取組（学習の進め方・提出物・定期テスト・単元テストの結果など）を総合して決まります。評価の観点については、各教科担任より説明があります。
- ・前期、後期のそれぞれで、「定期テスト」（国・社・数・理・英の5教科）が行われます。**出題範囲が広いので、日頃の学習が大切になってきます。**
- ・定期テストの他に、教科ごとに単元テストを行う場合があります。
- ・定期テストとは別に「実力テスト」を行います。その結果から、学習の定着度や学習方法の有効性を判断したり、進路選択の資料にしたりします。

◇家庭学習

- ・予習復習を、毎日するのが一番効果的です。計画的に学習に取り組みましょう。
- ・毎日自主学習に取り組みます。自主学習は毎日提出します。
- ・自主学習の仕方については入学後、担任や教科担任から説明をします。自分から進んで学習する姿勢を身につけましょう！

(3) 教育相談体制関わって

中学校生活では、楽しいこともありますが、悩むこともあります。これは、自分が経験することではなく、誰もが経験することです。悩み事を解決するには、一人で悩まないことが一番です。中学校での相談は学年職員の先生です。誠意をもって一生懸命対応します。学年以外の先生もいつでも相談にのります。一人で悩まず気軽に相談してください。

生徒指導主事・・・いじめ、いたずら、仲間関係、大人との関係など、生活全般の悩みを聴いてもらいます。

また、トラブルや悩みの解決に向けての手助けを多くの先生方と連携して行っています。

主幹教諭、通級指導教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、スクール相談員

・・・どんな内容でも、じっくり話を聞いてもらいます。

スクールカウンセラーは、臨床心理士の資格をもっているので、専門的なアドバイスがもらえます。

進路指導主事・・・将来の進路や進学・就職、学習の悩みなどを聴いてもらいます。

養護教諭・・・体や心の悩みについて聴いてもらいます。

教科担任・・・専門的な内容や学習方法についてアドバイスしてもらいます。

※学校だけでは対応できない事例（ネット関連、触法行為、虐待等）については、関係機関と連携をとり、対応していきます。

※保護者の皆様も、相談することができます。何かありましたら学年職員はもちろん、上記の者にいつでも気軽にご相談ください。もちろん、参観日や懇談の時でも結構です。

(4) 自転車の使用について ◇自転車通学希望制◇

- ・学校から家までの距離は関係なく希望をお聞きします。朝や下校時の時間有効活用、また卒業後に自転車利用率が高くなることから中学生の間に、自転車運転講習など交通安全に係るルールを日常生活に生かすことが目的です。交通ルール及び、西可児中学校の登下校のルールが守れる生徒には、自転車通学が許可されます。入学後、「自転車通学希望許可願」を提出してください。但し、若葉台団地内は自動車の通りが多く、自転車通学の危険を伴うので、若葉台地区は歩行通学をお願いします。
- ・平日の自転車利用はなしが、休日の活動や学校の校外活動等で使用する場合も「自転車通学希望許可願」の提出をお願いします。
- ・自転車の使用については、道路交通法で定められた「自転車安全利用五則」、西可児中学校の登下校の「自転車通学利用条件」といった約束やマナーを守ることを条件に、許可しています。

自転車安全利用五則

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外
- ・歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ・車道は左側を通行
- ・子どもはヘルメットを着用（あごひもも締める）
- ・安全ルールを守ること（並進、二人乗りの禁止、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）

西可児中学校の「自転車通学利用条件」

- ・自転車保険に加入していること。（保険加入義務化）
- ・ヘルメットを正しく着用すること。（あごひもをしっかりとし、身の安全を守ること）
- ・通学路を理解し正しく走行すること。
- ・自転車通学希望用紙を提出し、通学用自転車ステッカーが貼ってあること（休日使用はステッカーなし）
- ・生活記録ノート（ひとりだち）記載の西可児中学校自転車通学の約束を守ること。

* 「自転車通学許可願」に書かれたことを守り、指定された場所に駐輪してください。

・ルールやマナーを守れないときは自転車通学の一時停止の措置を行い、違反が繰り返される場合は学校と

して生徒の安全を守ることができないので、自転車通学許可を取り消します。

・4月に全校生徒を対象とした「自転車運転免許講習」を行います。

(5) 3年後の進路選択について

中学3年生になると、義務教育後の進路を決めなければなりません。今日の時点での中学3年生は、私立高校の受験があつたり、公立高校の受験を控えていたり、中には、就職が決まっていたりといった時期です。小学6年生のみなさんも3年後には、同じ立場になります。中学校に入学する前に、中学校卒業後を考えるのは、早いと思うかもしれません。でも、進路選択、進路決定は、中学3年生になって、突然決めるものではありません。今までの生活も含め、これから一日一日の生活の積み重ねが、3年後の進路選択、進路決定に大きく関わってきます。中学卒業後の進路は、自分で選ぶことができます。しかし、自分で選んだからといって、必ずしも、その進路に進めるわけではありません。それは、希望する進路先も、みなさんを選ぶからです。選ばれ方は、下にある調査書と言った書類であつたり、学力試験であつたり、面接試験であつたりとさまざまです。選ばれる基準に達しなければ、その進路に進むことができません。ですから、自分が希望する進路に進んでいくために、今から、3年後のことを見て、生活していくことが大切です。でも、それは難しいことはありません。これまでの資料に書かれている「西可児中学校の生活スタンダード」を大切にして生活していくことです。生活、学習、友達との関わりなど、一つ一つのことに精一杯、取り組んでいきましょう。

令和7年度

岐阜県公立高等学校入学者選抜

別記第1号様式（用紙　日本産業規格A4縦型）

調査								受検番号		※		
学級		学籍の登録番号	ふりがな 氏名				性別	生年月日	平成 年 月 日 生			
								卒業(見込)	平成 年 月 日 卒業見込 令和 年 月 日 卒業			
2 各教科の学習の記録								4 特別活動の記録				
教科	I 観点別学習状況			II 評定			I 活動の状況	学級活動			生徒会活動	学校行事
	観点	学年	3年	1年	2年	3年						
国語	知識・技能						II 事実					
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
社会	知識・技能						区分 欠席日数	1年	2年	3年		
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
数学	知識・技能						備考					
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
理科	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
音楽	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
美術	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
保健体育	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
技術・家庭	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
外国語	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
3 総合的な学習の時間の記録								7 特記事項				
テーマ (第3学年)								記載責任者氏名 上記の記載事項には、誤りのないことを証明します。 令和 年 月 日 学校名 校長名				印

2. 入学準備について

(1) 教科書・学習用具

- 教科書は、入学式翌日に配付します。
 - 配付されたらすぐに記名をしますので、油性の細マジック類（消えないもの）を持参してください。
 - 量が多いので、サブバッグがあると便利です。
 - ノートや辞書、その他学習に必要なものは、入学後に各教科担任より連絡します。
- 教科によっては細かい指定がある場合があります。指示を聞いてから購入しても間に合います。
急いで購入する必要はありません。
- 派手な色、キャラクターが描かれている文房具は基本的に使用できません。高校入試にも関連していますので、新しく購入する際はご注意ください。

(2) 通学用自転車

- 通学用自転車は、次の7つの条件を満たしているものに限ります。
 - 「自転車損害賠償責任保険」に加入していること。（R4.10.1から条例で義務化）
 - 「両立スタンド式」であること
 - 車体色は「シルバー・黒・紺・白」等であること
 - 後部に「荷台かご」付きであること
 - マウンテンバイク、ドロップハンドル等のスポーツタイプでないこと
 - 西可児中学校の「自転車登録ステッカー」が貼ってあること

→ステッカーについては、「自転車通学許可願」を提出後に発行します。

⑦施錠できること（駐輪場では、毎日施錠しておきます。）→自分の鍵だとわかるようにしましょう。

※休日の活動や学校の校外活動等で自転車を使用したい人も上記の条件に合った自転車を準備してください。

(3) 服装・持ち物・身なり ※詳細は次ページ参照

中学生は、「ひとりだち」に向かう自分づくりの時です。今、力を注ぐべきことに力を注ぎ、まっすぐに成長できるようにしましょう。

もし、弱い心に負けそうになったら、大人がきちんと指導しましょう。

モノや格好ではなく「人としての中身」で胸を張れる心を育てましょう。

- 令和7年度新1年生の学年カラーは「緑（スリッパ）」です。
- 制服、ジャージ、スリッパ、体育館シューズ、サブバック、通学カバン、等は学校指定です。
- 通学カバンは、学校指定の「黒のリュック型」です。（両肩で背負って使用する。）
- カバンにキーホルダー等のアクセサリーを付けることは禁止です。
- 校則を守り、頭髪や身なりを整えましょう。
(パーマ、脱色、着色などを作成したり、ワックス等の整髪料を使用したりしない。また、ピアス、イヤリング、指輪等の装飾品を身に付けたり、マニキュア、化粧品等を使用したりしない。)
- 髪の長い人は、体育や部活動などの運動時には、ゴムで束ねます。
(華美な髪どめやゴムを使用しない。)

*令和2年度より、名札は個人情報保護の観点から廃止しましたので購入の必要はありません。

■学校指定のものについては、下記の販売店で購入可能です

- | | | |
|------------|---------------|-----------------|
| ・ (株)ワカオ | : 可児市坂戸 50-6 | TEL0574-62-0365 |
| ・ アラカワ西可児店 | : 可児市東帷子 3885 | TEL0574-65-0911 |

*材質・価格は各社差があります。

各社、本校の要望等を理解した上で、材質および価格の決定をしていただいておりますが、すべての業者で同じ素材を扱うことはできないそうです。各社で準備できる最高の素材でつくっていますが、各社材質および価格に差があります。

■体育館シューズについて

新しく購入するときは、右図のモデルを指定してください。
ラインの色は「緑」です。



学校指定 服装の詳細表※次ページにも続きます

名称		色	型・注意事項
学生服	黒		標準服マークのあるもの。
ズボン	黒		標準服マークのある、タックのないもの
ベルト	黒		幅2cmから3cm程度
カッターシャツ	白		布地無地白、半袖、長袖でもよい。 ボタンダウンなどの飾りのあるものは不可。 自分の体のサイズに合ったものを適切に着ること。
セーラー服	冬	紺	衿2本線（白）ネクタイは、年間を通して規定のえんじのもの。結び目より10cm位あること。
	夏	白	衿の色は紺。衿2本線。 半袖、長袖どちらでもよい。
スカート	紺		くるまひだスカート
通学靴 R6.1.7より ルール改訂	自由		運動に適しており、高価すぎず、靴の色とデザインが派手でないもの。 (白・黒・紺・グレー・ベージュなどが望ましい。 ※長靴（雨天時）やスノーブーツ（積雪時）は使用可 但し、その日に外で活動がある場合は、替えの靴を持ってくる等、学校行事や授業等に支障が出ないようにする。 ※次の靴は運動に適していない、安全が配慮できなかっため使用不可 サンダル、革靴、ヒール、アクセサリー等がついた靴。)
通学鞄	黒 グレー		学校指定のものを使用する。健康上両肩に掛けて使用する。補助鞄として、学校指定のグレーのサブバッグを使用する。
通学用ヘルメット			学校指定はないので、自転車用ヘルメットを購入する。
スリッパ	学年色		学校指定のものを使用する。使用する際は、黒で必ず記名をし、それ以外の落書きはしない。

靴 下	通常自由	靴下は令和6年度より自由化となった。但し、授業に差支えのないもの、安心安全が配慮できるものを自分で考えて着用すること。
	制服	式典、期末テスト、実力テスト等、制服やブレザーを着用する際は無地のものを着用すること。
【令和6年度より靴下の校則を改訂】	授業に差支えたり、安心安全が配慮できていない靴下の例	
①靴下が下がってきて気になる、授業中に何度も触る、気にするなど授業に集中できない靴下。		
②付属品や装飾品があり、何かに引っかかりやすい靴下。		
③体育の授業など運動する際にすぐ脱げるような、かかとにひっかけているだけの靴下。		
レインコート		雨天時、自転車通学者は必ず着用する。徒歩通学者も着用してよい。
防寒コート	自由	学校指定の銀コート、各部活動やクラブチーム、各家庭にある防寒対策がとれる衣類等を使用する。
手袋		5本指の手袋を使用する。
マフラー		徒歩通学者のみに限る。(自転車利用者の怪我防止のため)
ネックウォーマー		登下校時に限り認める。
インナー		
校内での服装	ジャージ (上下)	緑 学校指定のものを着用する。体のサイズに合ったものを正しく着用する。 ジャージのズボンを腰まで下げて着用することはしない。
	夏シャツ	白 学校指定のものを着用する。指定された場所に記名する。 半袖・長袖どちらでもよい。
	ハーフパンツ	緑 学校指定のものを着用する。
	体育館シューズ	学校指定のものを使用する。
	水着	自由 指定しない。スクール水着、海水パンツ+ラッシュガード等
熱中症対策	帽子	体育的活動で使用するため、キャップがついていて派手でないもの。
	制汗剤 日焼け止め	無香料 使用する場合はトイレなど他者の迷惑にならない場所で使用する。 (アレルギーや化学物質過敏症等、香料が苦手な人がいるため)
	アイスマフラー 日傘	登下校時に限り認める。ただし、日傘は徒歩通学者に限る。
	半袖シャツ	体内の熱を逃がすため、シャツ出しは常時認める。
	タオル	タオルの使用を認める。首からかけることは安全管理に支障をきたし、身だしなみとして適切ではないため認めない。

ブレザー(新制服) 令和6年度は、従来型でも新しい型でもどちらも選んでいただけます。

(令和8年度の入学生から全員が新制服を着用する)

新制服	着用着 (冬服)	・ジャケット　　・ボトム（スラックス、スカート）　　・ワンタッチネクタイ ・ジャケットの中には白のカッターシャツやポロシャツ ※ネクタイ着用時はカッターシャツが望ましい
	着用着 (夏服)	・夏用ボトム（スラックス、スカート） ・夏服については白のカッターシャツやポロシャツを着用。特に指定なし。 ※従来の開衿シャツでもよい。
※スラックスは冬・夏ともにI型（男子体型用）II型（女子体型用）		

	着替え	更衣室が必要のない着替えを行う。カッターシャツの下には白の体操シャツをボトムの下にはハーフパンツを着用するとよい。 ※体育的活動は、ポロシャツ、体操シャツどちらでもよい。
	スカート丈	3年間膝が隠れる程度。またハーフパンツが裾からでないこと。

学校生活の服装の着こなし方

夏 冬 共 通	登下校	制服、ジャージ（半袖短パン、ポロシャツ）のどちらでもよい
	日中	制服、ジャージ（半袖短パン、ポロシャツ）のどちらでもよい。 ※体育的活動では、半袖短パン、ポロシャツ（長/半）、ジャージで活動する。
	試験 (期末/実力)	制服もしくは、ブレザーを着用すること。
	儀式(始業、終業、修了、卒業、入学)	制服もしくは、ブレザーを着用すること。
	集会	基本的に、指定をしない。但し、時と場に応じて対応すること。

体育	スポーツウェア（上下：緑ジャージ）	緑
	スポーツウェア（上：V半袖・長袖）	白
	ブレザー着用時のポロシャツ	
	ハーフパンツ	緑
	体育館シューズ	白&緑ライン
	水着	体育科より連絡
		※令和7年度は実施予定（R6.12月現在）

*着こなしについて

- ※ ジャージやズボンのすそを踏まない。
- ※ スポーツウェア（緑ジャージ）やハーフパンツは、さげずにはく。
- ※ スポーツウェア（緑ジャージ）や制服のすそから、下の服を出さない。
- ※ スポーツウェア（緑ジャージ）からフードを出さず、重ね着はしない。

*スリッパの記名について (黒色で、ていねいに書く)



(4) 携帯電話、スマートフォンについて

携帯電話（スマホ）に限らず、携帯ゲーム機、家庭用ゲーム機、Ipod、デジカメ等、ネットにつながるすべてのものに危険性が潜んでいます。知らず知らずのうちに法を犯してしまったり、命に関わるトラブルに巻き込まれたりする場合もあります。そこで、以下の3点について親子で考えてください。

① フィルタリングサービスの活用

スマホや携帯電話については、購入時にフィルタリングのサービスを無料で付けることができます。今、社会では、有害サイトへのアクセスを規制したり、法律で出会い系サイトにアクセスすることを禁止したりしています。それだけ犯罪に巻き込まれたり、遊びや上辺の優しさを求めて自ら相手を探したりする若者が多いということです。さらに、長時間の使用ができないように、一定の時間を過ぎると携帯電話の使用ができなくなるというフィルタリングサービスもあります。買うときが大切です。ご家庭の約束をフィルタリングサービスに反映させましょう。

② 理解が不十分な場合、心配な場合は「持たせない」

SNS（ライン等）が大きな問題になっています。便利で本来は人々の生活を豊かにしてくれる道具が、子ども達を苦しめ、追いつめ、はては自殺や殺人事件や性的犯罪等、命を奪ったり人生を狂わせたりする原因になってしまっています。世間では、仲間の誹謗・中傷を書き込んで人をいじめたり傷つけたりする行為、個人情報を流したり勝手に利用したりする行為など、深く暗く進行していく犯罪も後を絶ちません。学校においても、携帯電話やインターネット活用上のマナーについて学習を進めていますが、まだ、「知識・礼儀・マナー・経験」が十分とは言えない状態です。購入される場合は、その必要性を良く検討していただきたいと思います。

③ しっかりとルール作り

このようなトラブルの当事者にならないために、「子どもの言いなりにならない」「大人（保護者）が利用の仕方を指導し見届ける」ことが必要です。逆に、指導し見届けることができない可能性があるときは「持たせない」ことが一番安全です。悪い影響を与えるものは「がまんする」ことも必要です。もし、既に持っている、これから購入を考えているご家庭は、下のようなルールを参考に、お子さんとよく話し合ってください。

【親子で決めるケータイ電話のルール（例）】

- ・携帯電話を使うのは、1日〇〇分まで。または午後〇時まで。
- ・携帯は自分の部屋に持ち込まない。使う場所を決める。充電も居間等で行う。
- ・知らない人と番号やアドレスのやり取りをしない。
- ・夜〇時以降は、親にあづける。
- ・ネット上に自分や友達、家族の写真を勝手に掲載しない。
- ・ブログや掲示板、SNSに書き込むときは、言葉遣いに気をつける。また、悪口やうそなどの無責任な書き込みはしない。※犯罪行為につながる恐れがあります。
- ・自分や友達の名前、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に書き込まない。
- ・食事中や人と話しているときに操作しない。（目の前にいる人を大切にする）
- ・フィルタリングサービスを活用する。
- ・親はいつでも子どもの使用状況を知ることができるようとする。（親の知らないパスワード等は、かけない・かけさせない）親は、保護者として、管理する責任と義務がある。親に見られて困るような使い方はさせず、約束を守って正しく使うことができているか見届ける。

【重要なお願い】

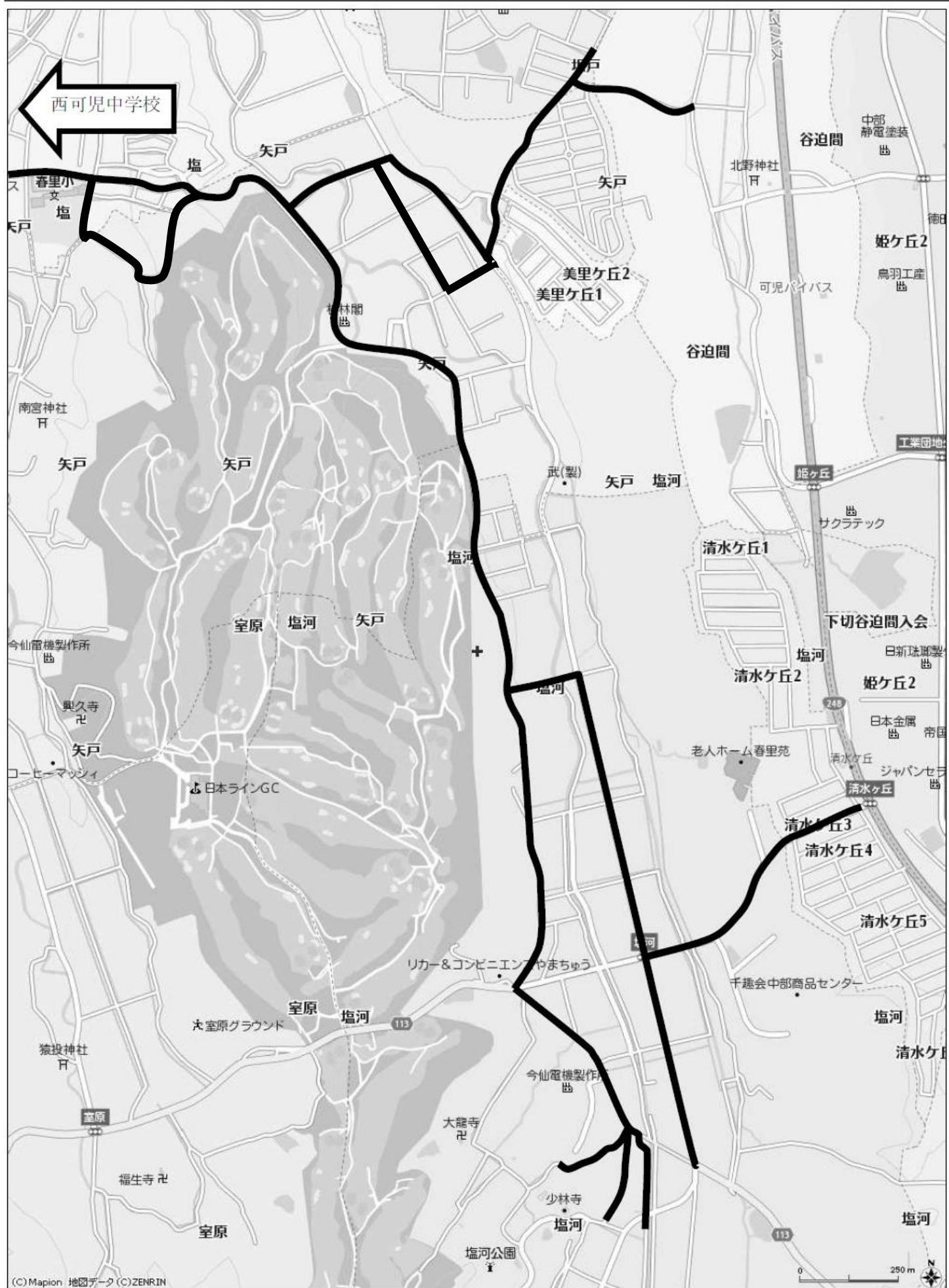
親の責任で使わせる以上、親がいつでも「見ることができる」「調べることができる」「取り上げができる」ようになることが大前提です。「プライバシー」や「自分のお小遣いで払うから」「みんなやってる」などの、子どもの言い分に言いくるめられない強い姿勢が必要です。もしかしたら、その場ではお子さんとぶつかることもあるかもしれません。しかし、長い目で見て、この親子の対話がお子さまを守ることになります。ご指導と見届けをよろしくお願いします。

(5) 学校配付のタブレットについて

- ・家庭に持ち帰り充電して次の日に使用できるようにすることを原則とします。
- ・自主学習、レポートの作成等、学習や学校の活動以外には使用しません。

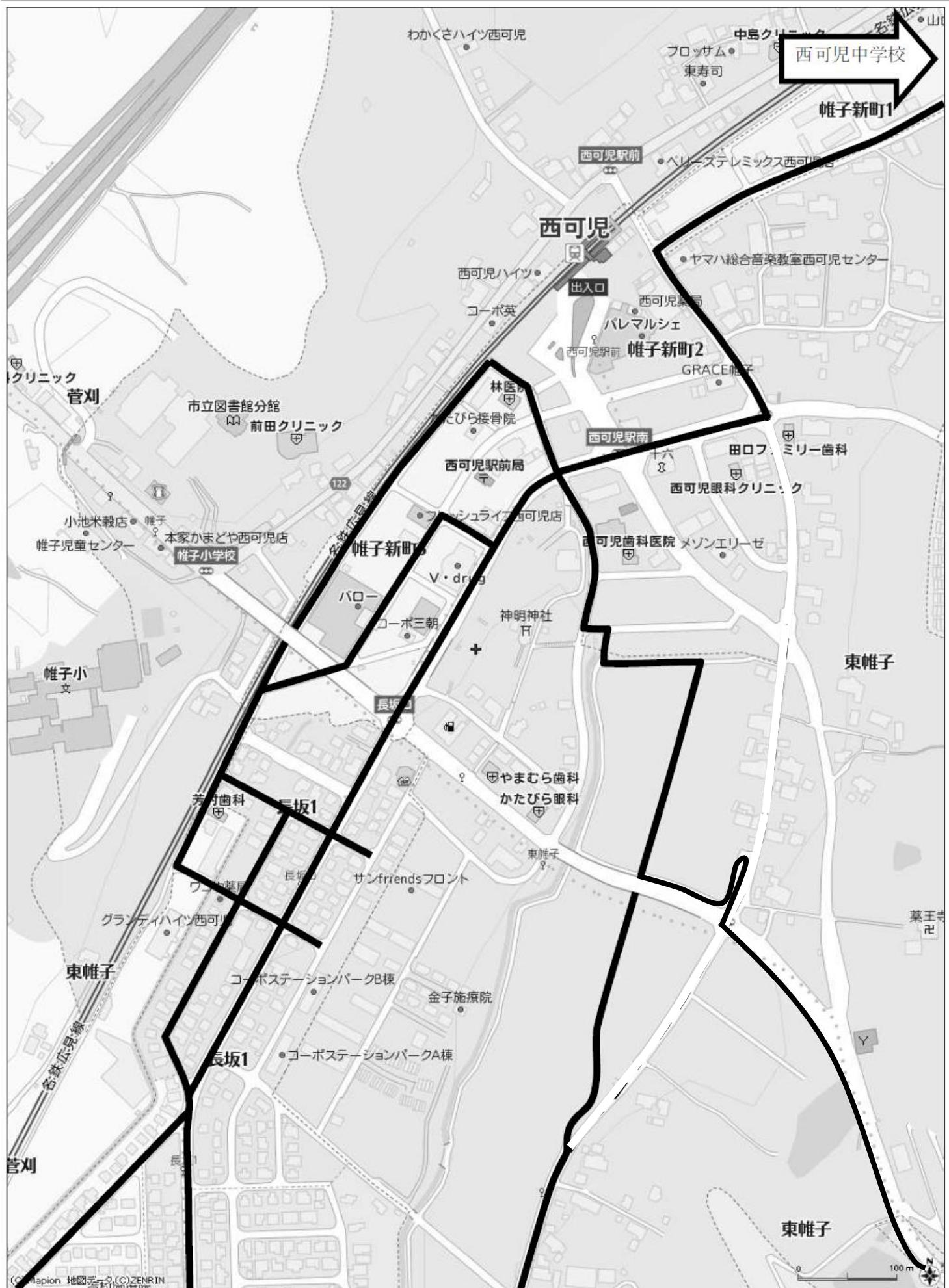
西可児中学校通学路①

矢戸・塩河・室原・坂戸・美里ヶ丘・坂戸・谷迫間・清水ヶ丘

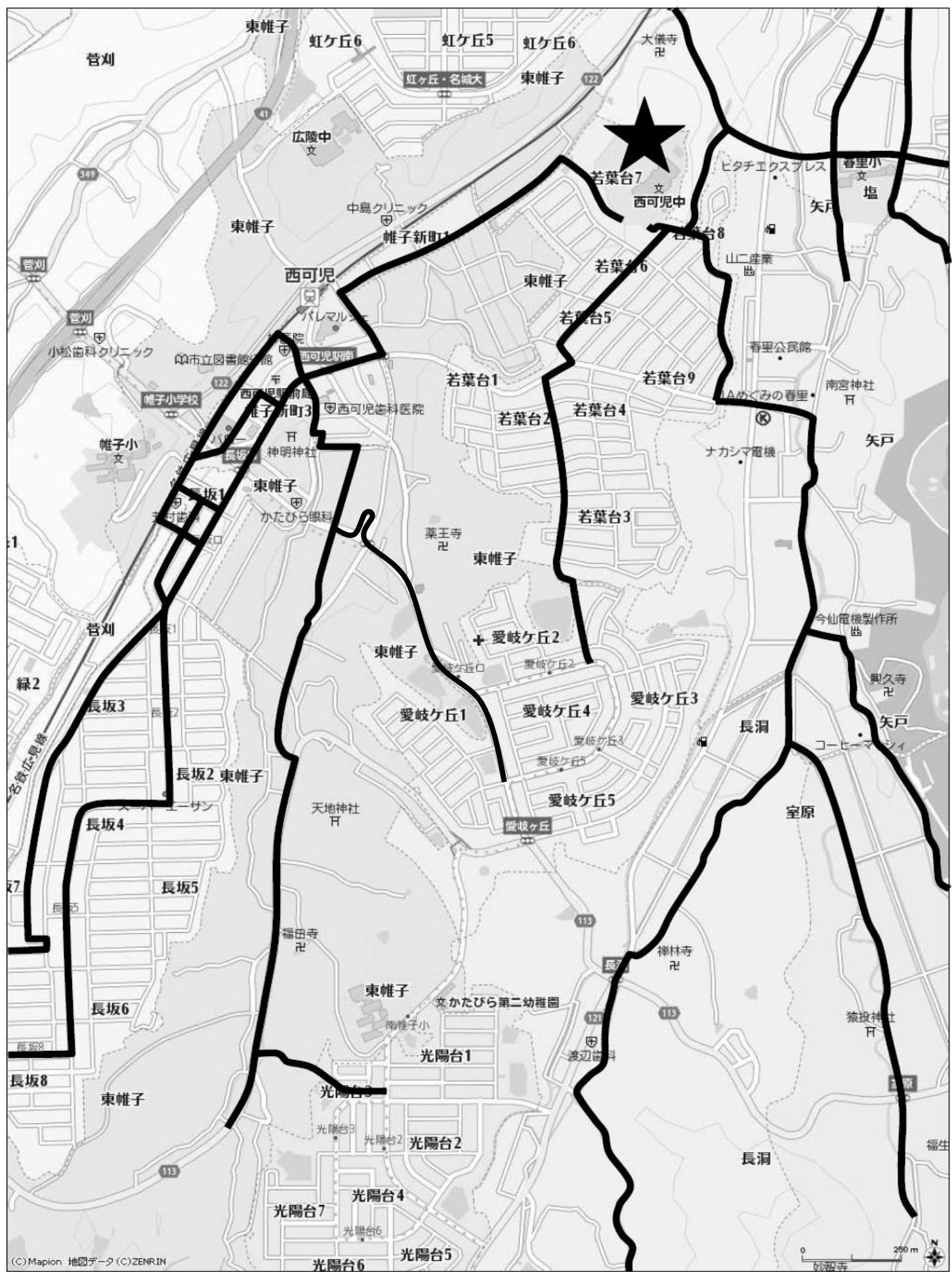


西可児中学校通学路②

西可児駅周辺・長坂・古瀬・光陽台 方面



西可児中学校通学路③ 塩・若葉台・愛岐ヶ丘・長坂・光陽台・古瀬 方面



校外生活の約束

可茂地区小中高特生徒指導連絡協議会
可茂地区 P T A 連合会

* あなたたちの健康で安全な生活を願って、先生、保護者、地域の皆さんで、次の約束を作りました。

- 1 次の場所へは、保護者と一緒になければ出入りしません。
①ゲームセンター（コーナー）
②喫茶店（漫画喫茶及びインターネットカフェを含む）
③カラオケボックス
④映画館 ⑤ボウリング場 ⑥バッティングセンター
*④～⑥は、中学生は、保護者の許可のない限りは出入りしません。
小学生は、保護者と一緒になければ出入りしません。
- 2 スーパー、デパート、コンビニなどで、長い時間集まっていたり、座り込んだりするなど、お店や周りの人たちに迷惑になることをしません。
- 3 登下校時には、店に立ち寄って飲んだり食べたりしません。
- 4 友人宅などへの外泊は、保護者の許可のない限り、しません。
- 5 夜の外出は、保護者の許可のない限り、しません。
(午後10時以降は補導の対象になります。)
- 6 友達どうしでの金銭の貸し借り、ものの売り買いをしません。
- 7 キャンプ・スキー・スノーボード・海水浴・旅行などは、保護者や大人の引率なしではしません。
- 8 ヘルメットなしでは自転車に乗りません。
- 9 ネットにつながる情報端末（ゲーム機・ケータイ・スマホ等）を使う場合は、家庭でのルールを作って、それを守ります（保護者は、子どものケータイ等にフィルタリング等のセキュリティ対策をします）。

<平成10年7月 一部改正>
<平成17年4月 一部改正>
<平成21年5月 一部改正>
<平成24年5月 一部改正>
<平成25年5月 一部改正>
<平成28年5月 一部改正>